

第1章 障害者手帳

I 身体障害者手帳

1 身体障害者福祉法の趣旨

身体障害者福祉法において、身体障害者とは、「身体上の障害がある十八歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたもの」と定義されています。

この法律の目的は、「身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もつて身体障害者の福祉の増進を図ること」です。

また、この法律には、「すべて身体障害者は、自ら進んでその障害を克服し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるように努めなければならない。」とも明記されています。

なお、身体上の障害がある18歳未満の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者は、身体障害児と呼ばれます。

2 身体障害者の範囲

この法律が対象としている身体障害者の範囲は、5 別表（P.3～P.6）にあるとおりです。ここでは1級から7級までの障害が掲げてありますが、1つだけの障害で7級該当の人は手帳の交付対象になりません。

3 身体障害者手帳の申請手続き

（1）必要なもの

○申請書

○診断書（所定の様式により指定医師が診断したもの）

※申請書、医師の診断書等の様式は窓口にあります。

○写真（縦4 cm、横3 cm 脱帽して上半身を写したもの）3枚

○健康保険資格情報が確認できるもの

（資格確認書など 又は マイナポータルで健康保険資格情報が確認できる画面を提示）

○個人番号確認書類（マイナンバーカード、通知カードなど）

○身元確認書類（写真付きのものは1点、写真なしのものは2点）

（2）手帳所持上の注意

○記載内容（住所、氏名等）の変更があれば届け出てください。

○障害の程度が変化したとき、新たな障害を有するに至ったときは、診断書を添えて再交付の手続きをしてください。

○紛失、き損した場合は、再交付申請ができます。

○本人が死亡したとき、再交付を受けたとき、障害の軽減により障害程度が該当しなくなったとき、旧手帳を見つけたとき、又は手帳を必要としなくなったときは、手帳を返還してください。

（3）窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2333）

4 本市における身体障害者手帳交付状況

令和8年4月1日 現在（人数）

障害別 \ 等級別	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視 覚 障 害	129	89	13	17	28	13	289
聴 覚 障 害	24	81	50	74	1	120	350
平 衡 機 能 障 害		1	2		2		5
音声・言語・そしゃく機能障害	2	6	26	21			
肢 体 不 自 由	418	408	365	622	451	121	2,483
心 臓 機 能 障 害	583	19	301	78			981
じ ん 臓 機 能 障 害	287	3	63	3			356
呼 吸 器 機 能 障 害	9	2	56	5			72
ぼうこう・直腸機能障害			18	290			308
小 腸 機 能 障 害	1		1	3			5
肝 臓 機 能 障 害	13	3	4	3			23
計	1,466	612	899	1,116	482	254	4,829

※同一人で2以上の重複する障害がある場合は、障害程度が重い障害名、等級は総合等級を記載しています。

5 別表（身体障害者障害程度等級表）

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそ しやく機能 の障害
		聴覚障害	平衡機能障害	
1 級	視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によ って測ったものをいい、屈折異常のある者につ いては、矯正視力について測ったものをいう。 以下同じ。）が 0.01 以下のもの			
2 級	1 視力の良い方の眼の視力が 0.02 以上 0.03 以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方 の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（1/4 視標による。以下同 じ。）の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ 両眼中心視野角度（1/2 視標による。以下 同じ。）が 28 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中 心視野視認点数が 20 点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 デシベル以上のもの（両耳全 ろう）		
3 級	1 視力の良い方の眼の視力が 0.04 以上 0.07 以下のもの（2 級の 2 に該当するものを除 く。） 2 視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方 の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度が 56 度以下の もの 4 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中 心視野視認点数が 40 点以下のもの	両耳の聴力レベルが 90 デシベ ル以上のもの（耳介に接しな ければ大声語を理解し得ないも の）	平衡機能の極 めて著しい障 害	音声機能、言 語機能又はそ しやく機能の 喪失
4 級	1 視力の良い方の眼の視力が 0.08 以上 0.1 以 下のもの（3 級の 2 に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの 3 両眼開放視認点数が 70 点以下のもの	1 両耳の聴力レベルが 80 デシ ベル以上のもの（耳介に接し なければ話声語を理解し得ない もの） 2 両耳による普通話声の最良 の語音明瞭度が 50% 以下のも の		音声機能、言 語機能又はそ しやく機能の 著しい障害
5 級	1 視力の良い方の眼の視力が 0.2 かつ他方の 眼の視力が 0.02 以下のもの 2 両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けて いるもの 3 両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が 70 点を超えかつ 100 点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの		平衡機能の著 しい障害	
6 級	視力の良い方の眼の視力が 0.3 以上 0.6 以下 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの	1 両耳の聴力レベルが 70 デシベ ル以上のもの（40 センチメートル以 上の距離で発声された会話を理 解し得ないもの） 2 1 側耳の聴力レベルが 90 デシベ ル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの		
7 級				

級別	肢体不自由				
	上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
				上肢機能	移動機能
1級	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2級	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
3級	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動が制限されるもの
4級	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

級別	肢体不自由				
	上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
				上肢機能	移動機能
5級	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して 5 センチメートル以上又は健側の長さの 15 分の 1 以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6級	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7級	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して 3 センチメートル以上又は健側の長さの 20 分の 1 以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

級別	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
	心臓機能 障害	じん臓機能 障害	呼吸器機能 障害	ぼうこう又は 直腸の機能 障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイル スによる免疫機能 障害	肝臓機能 障害
1 級	心臓の機能の 障害により自 己の身の日常 生活活動が極 度に制限され るもの	じん臓の機能 の障害により 自己の身の日 常生活活動が 極度に制限さ れるもの	呼吸器の機能 の障害により 自己の身の日 常生活活動が 極度に制限さ れるもの	ぼうこう又は 直腸の機能の 障害により自 己の身の日常 生活活動が極 度に制限され るもの	小腸の機能の 障害により自 己の身の日常 生活活動が極 度に制限され るもの	ヒト免疫不全ウイルスによ る免疫の機能の障害により 日常生活がほとんど不可能 なもの	肝臓の機能の障 害により、日常生 活活動がほとん ど不可能なもの
2 級						ヒト免疫不全ウイルス による免疫の機能の障 害により日常生活が極 度に制限されるもの	肝臓の機能の障 害により日常生 活活動が極度に 制限されるもの
3 級	心臓の機能の 障害により家 庭内での日常 生活活動が著 しく制限され るもの	じん臓の機能 の障害により 家庭内での日 常生活活動が 著しく制限さ れるもの	呼吸器の機能 の障害により 家庭内での日 常生活活動が 著しく制限さ れるもの	ぼうこう又は直 腸の機能の障 害により家庭 内での日常生 活活動が著しく制限さ れるもの	小腸の機能の障 害により家庭 内での日常生 活活動が著しく制限 されるもの	ヒト免疫不全ウイルス による免疫の機能の障 害により日常生活が著 しく制限されるもの (社会での日常生活活 動が著しく制限される ものを除く)	肝臓の機能の障 害により、日 常生活活動が 著しく制限さ れるもの(社会 での日常生活 活動が著しく 制限されるも のを除く)
4 級	心臓の機能の 障害により社 会での日常生 活活動が著し く制限される もの	じん臓の機能 の障害により 社会での日常 生活活動が著 しく制限され るもの	呼吸器の機能 の障害により 社会での日常 生活活動が著 しく制限され るもの	ぼうこう又は直 腸の機能の障 害により社会 での日常生活 活動が著しく制限され るもの	小腸の機能の障 害により社会 での日常生活 活動が著しく制限さ れるもの	ヒト免疫不全ウイルス による免疫の機能の障 害により社会での日常 生活活動が著しく制限 されるもの	肝臓の機能の障 害により、社会 での日常生活 活動が著しく制限さ れるもの
5 級							
6 級							
7 級							
備考	1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、7 級に該当する障害が 2 以上重複する場合は、6 級とする。 3 異なる等級について 2 以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。						

Ⅱ 療 育 手 帳

1 知的障害者福祉法の趣旨

知的障害者福祉法の目的は、「知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害者を援助するとともに必要な保護を行い、もって知的障害者の福祉を図ること」です。

また、この法律には、「すべての知的障害者は、その有する能力を活用することにより、進んで社会経済活動に参加するよう努めなければならない」とも明記されています。

2 知的障害者の範囲

知的障害者とは、一般に「知的機能の障害が発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」、「いろいろな原因によって脳の発達がうまくいかなかったか発達途上（おおむね 18 歳未満）に外的原因によって脳に障害をうけたため主として知能の働きが弱く自己のことがらの処理及び社会生活への適応が困難な状態にあるもの」とされており、てんかん、自閉症、精神疾患などとは区別されています。

3 療育手帳の申請手続き

知的障害者（児）の方に対して、一貫した指導、相談を行うとともに援助措置を受けやすくするために、療育手帳を交付します。

療育手帳には、障害の程度により、A（重度）とB（その他）があります。

（1）必要なもの

○申請書

○写真（縦 4 cm、横 3 cm 脱帽して上半身を写したもの） 1 枚

○個人番号確認書類（マイナンバーカード、通知カードなど）

※児童相談所（18 歳未満の場合）又は知的障害者更生相談所（18 歳以上の場合）で面接予約を行い、判定を行う前に、窓口で申請手続きを行ってください。

（2）手帳所持上の注意

○記載内容（住所、氏名等）の変更があれば届け出てください。

○障害の程度が変化したときは、児童相談所（18 歳未満の場合）又は知的障害者更生相談所（18 歳以上の場合）で判定を行う前に、窓口で手続きをしてください。

○紛失、き損した場合は、再交付申請ができます。

○本人が死亡したとき、再交付を受けたとき、旧手帳を見つけたとき、又は手帳を必要としなくなったときは、手帳を返還してください。

（3）窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2333）

4 本市における療育手帳交付状況

令和8年4月1日 現在

	児（人）	者（人）	計（人）
療育手帳 A	80	442	522
療育手帳 B	225	578	803
計	305	1,020	1,325

Ⅲ 精神障害者保健福祉手帳

1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の目的

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律において、精神障害者とは、「統合失調症、精神作用物による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者」と定義されています。

この法律の目的は、「精神障害者の医療及び保護を行い」、「その社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ること」とされています。

2 精神障害者の範囲

精神障害者保健福祉手帳には、1級、2級、3級があります。

1級……精神障害であって日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

2級……精神障害であって日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

3級……精神障害であって日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

3 精神障害者保健福祉手帳の申請手続き

(1) 必要なもの

○申請書

○写真（縦4 cm、横3 cm 脱帽して上半身を写したもの）2枚

○次の添付書類のうちいずれか

- ・医師の診断書（所定の様式により診断されたもの）
- ・精神障害を理由とする年金の証書、年金の振込通知書及び年金事務所等への照会同意書
- ・精神障害を理由とする特別障害給付金の受給資格者証、振込通知書及び年金事務所等への照会同意書

○個人番号確認書類（マイナンバーカード、通知カードなど）

○身元確認書類（写真付きのものは1点、写真なしのものは2点）

※申請書、医師の診断書等の様式は窓口にあります。

(2) 窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8463）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2333）

4 本市における精神障害者保健福祉手帳交付状況

令和8年4月1日 現在

障 害 等 級	交 付 人 数（人）
1 級	1 4 7
2 級	5 0 2
3 級	4 3 7
計	1, 0 8 6